光市すこやか子育て給付金

一般向け

対象児童１人につき、５千円（１回限り）を支給します。【光市独自】

１　うちの子は、対象になるの？　【対象児童について】

次のいずれの条件も満たす児童が対象になります。

（１）2011年４月２日から2026年９月３０日までに出生した児童
（０歳～１５歳までの児童）

（２）2026年９月３０日時点で本市の住民基本台帳に記録されている児童

２　だれがもらえるの？【支給対象者】

次のいずれかの条件を満たす方が対象になります。

（１）2026年９月３０日において、対象児童を監護し、かつ、生計を同じくする方（生計を同じくする方が複数ある場合は、いずれかお一人。光市の児童手当の受給者がおられるときは、児童手当の受給者とします。）

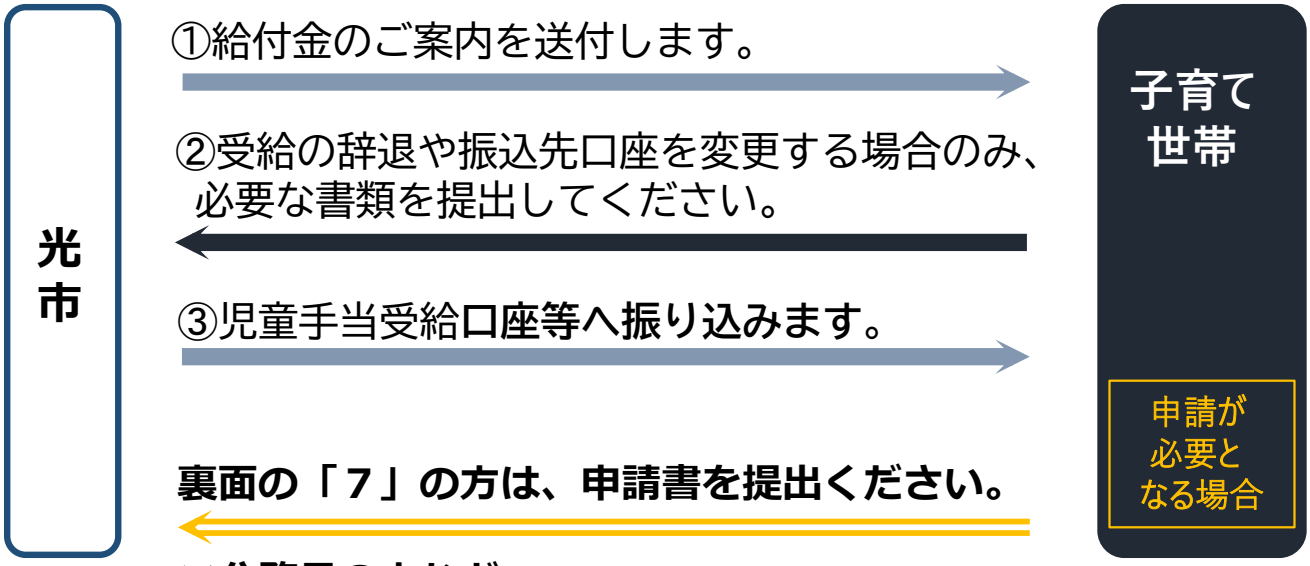
（２）対象児童が入所等している障害児入所施設等の設置者又は障害児入所施設等に対し、対象児童を委託等する父母等の方

３　給付金をもらうために、申請は必要ですか？

原則、**申請は不要です。**
特に、手続がなければ、児童手当の受取口座に振り込まれます。

（注意）**申請が必要な方もいます。裏面「７」をご覧ください。**

● **手続の流れ**



裏面に続きます。必ずご確認ください！

光市すこやか子育て給付金

裏面

４　いくら、もらえるの？　【支給額】
対象児童１人につき、５千円（１回限り）もらえます。

５　いつ、もらえるの？【支給時期】
2026年１２月１０日（木）予定。
※入金の確認ができない場合、窓口までお問い合わせください。

６　どんな方法でもらえるの？【支給方法】
（１）光市から児童手当を受給している方
原則、令和８年12月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます。
（２）給付金の申請を行った支給対象者（「７」の対象者）
申請書で指定した口座に振り込みます。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されません。
必ず下記の窓口に、ご連絡ください。

【重要】
７　申請が必要な方
次に記載する方は、申請が原則必要です。
（１）９月３０日時点において対象児童を監護し、生計を同じくする方で、本市の児童手当を受給していない方（公務員など）
（２）対象児童が入所等している障害児入所施設等の設置者又は障害児入所施設等に対し、対象児童を委託等する父母等の方

◎申請が必要となる世帯には、申請書及び返信用封筒を送付しています。
◎申請期限は、2026年１２月２５日（金）になります。

●支給対象者について（補足）
2026年１１月３０日までに離婚等により、児童手当受給者の変更が確認できた場合、新たに児童手当受給者となった方が対象になります。

お問い合わせ先（ 光市）

こども政策課 こども政策係 電話：０８３３（７４）３００９
（受付時間：平日8:30～17:15）

この取組は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。